

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年11月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第48号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表行財政局の款人事部の項中「保健係長 共済係長」を「共済企画係長 保健係長 年金係長」に改める。

第8条人事部の款厚生課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第10条市民生活部の款地域づくり推進課の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 京都市自転車安心安全条例による事務に関すること。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、同月17日から施行する。

(行財政局人事部人事課)